

Institute of Social Science, The University of Tokyo
Discussion Paper Series
J-159
July, 2008

近世日本米市場における財産権の保護

東京大学大学院経済学研究科
博士課程 高槻泰郎

2008年7月
東京大学社会科学研究所
ディスカッションペーパーシリーズ
J-159

〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学社会科学研究所 中林真幸研究室気付
yasuo.takatsuki@gmail.com

要旨

本稿は、近世期大坂における米市場を対象として、米切手に付随する蔵米請求権が、江戸幕府によって保護されていたことを明らかにするものである。

近世期日本における米市場については、これまでに歴大な研究が蓄積され、とりわけ中央市場たる堂島米会所については、取引制度の復元のみならず、それが果たした機能についても、詳細な分析が加えられてきた。しかし、そこでは「結果として」実現した制度、或は機能を描くことに主眼が置かれており、大量の米切手取引が、なぜ円滑に行われ得たのかという、最も根本的な問いに対して、回答を与えるものではなかった。本稿は、その一つの答えが、江戸幕府によって提供された司法制度によって、米切手の財産権が保護される仕組みにあったと考え、実証分析を加えることとした。

大坂米市場における取引実態を踏まえた上で、大坂市中に出された町触の文言について検討を行った結果、近世中後期を通じて、米切手の財産権、すなわち米切手の提示によって、切手券面に記載されている数量の蔵米との兌換を、切手発行者である蔵屋敷の弁済能力の限りにおいて、請求できる権利が保証されていたことが明らかとなった。

近世期における大坂米市場の発展は、江戸幕府によって提供された司法制度によって支えられていたのである。

JEL Classification: N25, K11, G28

Key Words: 近世日本経済史, 米市場, 財産権, 米切手

* 本稿を執筆するに当たり、中林真幸先生、宮本又郎先生、藤田覚先生の諸先生方からは、多大なるご支援と、貴重なご助言を賜った。お名前をここに記して、感謝の意を述べたい。

† 東京大学大学院経済学研究科、博士課程。〒113-0033、東京都文京区本郷7-3-1、東京大学社会科学研究所 中林真幸研究室気付。E-Mail: yasuo.takatsuki@gmail.com.

近世日本米市場における財産権の保護

問題の所在

近世期日本における米市場の重要性については、こと新たに論ずるまでもない。17世後半に、諸藩による大坂への集中廻米体制が確立されて以降、大坂米市場は領主米流通の結節点として機能し続けた。研究史においても、大坂米市場、とりわけ中央市場たる堂島米会所については、様々な視角から分析が進められてきた。戦前期以来の商業史研究によって、堂島米会所の組織、並びに取引仕法等の制度的な基礎について、相当程度が復元されるに至り¹、堂島米会所が果たした機能についても、領主米市場、先物取引市場、金融市場、という3つの側面から、詳細な分析が加えられてきた²。

しかし、そこでは堂島米会所において「結果として」実現した制度、或は機能を描き出すことに主眼が置かれており、大量の米切手取引が、なぜ円滑に行われ得たのかという、最も根本的な問いに対して、回答を与えるものではなかった。この問いに答えるためには、少なくとも次の点が、実証される必要がある。すなわち、米切手に付随する蔵米請求権がいかんして担保されていたのか、という点である。

先行研究が指摘してきた通り、大坂米市場における米切手取引は、実需に基づく取引、先物取引、そして金融市場における担保物件としての取引、という3つの側面を持つ。このいずれにあっても、米切手が何時でも一定数量の蔵米と交換され得る、という前提に強く依存している。当然のことながら、ひとたびこの前提が崩れれば、上記3種の米切手取引全てについて、その円滑な履行は妨げられることになる。したがって、この前提を成り立たしめた仕組みを明らかにすることが、近世期日本経済の中核たる大坂米市場を理解する上で、死活的に重要な課題として浮かび上がってくる。

1 代表的な研究として、鈴木直二『徳川時代の米穀配給組織』（巖松堂、1938年）、須々木庄平『堂島米市場史』（日本評論社、1940年）、島本得一『徳川時代の証券市場の研究』（産業経済社、1953年）が挙げられる。

2 堂島米会所研究全般を網羅することが、ここでの目的ではないため、逐一系列することは控えたい。堂島米会所を含む、大坂米市場研究については、本城正徳『幕藩制社会の展開と米穀市場』（大阪大学出版会、1994年）の序章第一節（2-14頁）に、研究史が簡潔かつ体系的に整理されているため、そちらを参照されたい。

そこで本稿では、当該時期において、米切手に付随する蔵米請求権を究極的に保証し得た唯一の存在である江戸幕府に着目することとした。かつて岡崎哲二は、「相対済令」が象徴的に示しているように、幕府による債権保護には限界があったとし、その上で株仲間による取引統治機能が、近世日本の経済発展の重要な要素となっていたと指摘した³。岡崎が指摘する通り、江戸幕府は必ずしも全ての取引について、例外なく契約履行を強制していた訳ではなかった。しかし、本稿が明らかにするように、米切手と蔵米との兌換に関して言えば、江戸幕府はその履行を例外なく保証していた。つまり、ある米切手に不渡りが発生しても、大坂町奉行所へ出訴すれば、蔵米との兌換が保証される仕組みが、大坂米市場において実現されていたのである。

本稿では、これを江戸幕府による財産権の保護、と捉える。ここで財産権とは、米切手の提示によって、切手券面に記載されている数量の蔵米との兌換を、切手発行者である蔵屋敷の弁済能力の限りにおいて、請求できる権利と定義される。債務不履行が生じた場合、「身代限り」によって差し押さえられる財産の範囲内でのみ、債権が保証されるのと同じく、米切手と蔵米との兌換においても、米切手券面に記載されている蔵米量の全てが保証されるということではなく、あくまでも蔵屋敷側の弁済能力の範囲内において保証されるのである⁴。

この点を実証する上で、本稿は以下の2つの手順を踏む。第一に、大坂米市場における米切手取引の実態を、具体的に明らかにすることである。江戸幕府の政策を理解する上では、大坂市中に出された町触の内容を正確に理解する必要がある。そのためには、市場における取引実態について把握することが不可欠であるが、既存の研究はこの点に十分な説

3 岡崎哲二『江戸の市場経済 - 歴史制度分析からみた株仲間』（講談社，1999年），78-84頁，138-143頁。

4 後述されるように、江戸幕府は安永2（1773）年から天明2（1782）年までの期間については、米切手に不渡りが生じた際に、切手券面に記載されている蔵米の全量を、幕府公銀によって補填する政策をとっていた。したがって、この期間に限って言えば、財産権の保護、という範疇を超えて、社会政策としての保護を加えていたことになる。

明を与えていない⁵。その最も重要な点が、複数種類が存在した米切手について、それがどのように市場において区別され、取引されていたのか、という点である。

島本得一は、大坂米市場の主たる取引物件である米切手について、発行形式や発行経緯から、大きく分けて4つに分類している。すなわち、1)蔵屋敷による払米を通じて発行される出切手^{でぎつて}、2)蔵米の裏付けなく発行される空米切手^{からまい}、3)借銀の引当てとして差入れられる先納切手、4)借銀の引当てとして発行され、かつ流通性のない坊主切手、の4種である⁶。その上で島本は、諸藩蔵屋敷が発行した米切手について、写真を掲載した上で、切手券面の文言や形式の分析を行っている⁷。

この島本による米切手分類は定説化しており、多くの研究によって踏襲されている。しかし、この分類については、以下の疑問が残る。島本が掲げた米切手の写真では、いずれの蔵屋敷についても、出切手と坊主切手の2種しか示されていない⁸。残る空米切手と先納切手について、それがどのような切手券面を持ち、そしてどのような形で流通していたのか、という点に関して、島本は「出切手の形式による先納切手でも落札切手と同じく「出切手」と称せられるから、誤り易い」と述べるに留まり、具体的な説明を与えていない⁹。また、島本の見解を継承した宮本又郎も、「出切手の形式をとる先納切手の場合には、落札出切手との区別が表面上容易ではなかった」としている¹⁰。

形式上の分類として4種に区別し得るという点については首肯できる。そしてそれが無

5 中井信彦も、大坂堂島における米穀取引の実体については、数多くの先行研究があるにもかかわらず、詳かでない部分が多いと指摘している。中井信彦『転換期幕藩制の研究』塙書房、1971年、44頁。

6 島本得一『蔵米切手の基礎的研究』(産業経済社、1960年)、11-14頁。

7 島本、前掲『蔵米切手の基礎的研究』、47-96頁。

8 無論、島本が掲げた米切手は、全ての蔵屋敷を網羅する訳ではないが、合計55の蔵が発行した米切手を掲げており、地域的な偏りもない。したがって、空米切手・先納切手が、形として存在していたにも拘らず、現存していないと考えるよりも、そもそも、そうした形式の米切手が存在していなかったと考える方が自然である。

9 島本、前掲『蔵米切手の基礎的研究』、12頁。

10 宮本、前掲書、186頁。

意味であると言うつもりも毛頭ない。しかし、後に詳細に検討するように、江戸幕府は「空米切手の禁止」、或は「先納切手（調達切手）の禁止」といった政策を打ち出しており、明確な形として存在していなかった空米切手、先納切手を、江戸幕府は取り締まろうとしていたことになる。この疑問に対して説明を与えない限り、米切手取引の実態を解明したことにはならず、江戸幕府が打ち出した政策の意義を理解することも不可能であろう。

以上の点を押さえた上で、第二の手順として、江戸幕府が大坂市中に出した町触の内、とりわけ18世紀後半に打ち出された町触の文言を仔細に検討し、その意義について考察を加えていく¹¹。江戸幕府の米切手統制策については、これまで数多くの研究によって分析されてきたが、そのいずれも島本による形式上の米切手分類に依拠しており、町触の文言を字義通り解釈するに留まっている。したがって、米切手取引の実態を正確に踏まえた上で、改めて米切手統制策の意図、ないしはその効果を検討する必要がある。また、既存の研究においては、江戸幕府の米切手統制策を米価統制の文脈で語ることが一般的であったが¹²、本稿では米切手取引を円滑に履行せしむるための政策に着目し、大坂市場に対して江戸幕府が果たした役割について検討することを主眼に置くこととする。

先に述べた通り、大坂米市場における大量の米切手取引は、米切手が何時でも一定数量の蔵米と交換され得る、という前提に強く依存している。その前提が、江戸幕府によって担保されていたことを、以上の2つの手順を踏んで明らかにすることにより、近世期日本の米市場が発展を遂げた、最も根本的な要因を解明できるものと考えられる。

1. 米切手取引の実態

1-1. 米切手の発行と流通

上述の通り、米切手には複数の種類が存在し、江戸幕府もそれらを区別して認識してい

11 後述されるように、江戸幕府によって米切手統制政策は、18世紀後半に集中しており、それ以外の期間については、政策転換を行っていない。したがって、この時期について観察することが、とりもなおさず、江戸幕府による米切手統制策の全容を明らかにすることにつながるのである。

12 この点に言及した研究は数多く挙げられるが、先駆的な研究として、本庄栄治郎『本庄栄治郎著作集第六冊 米価調節史の研究』（清文堂、1972年）を挙げておく。

た。そこで、まずは米切手の発行と流通過程から確認し¹³、その上で米切手の種別を確認することとする。

米切手の発行経路は大きく分けて2つ存在する。第一には、諸藩蔵屋敷による払米によって発行される経路である(図1)。蔵米が入札によって米仲買へ売り払われ、その代銀支払い完了と共に、米切手が発行される。ここで発行された米切手は「出切手」と呼ばれ、米切手の最も基本的な形態を示すものである。一方、米切手は、現物の米の裏付けを欠いて発行される場合もあり、それらは「空米切手」と総称された¹⁴。蔵屋敷による払米は、「見本米」を提示するのみで入札に掛けられていたこと、そして全ての米切手が、即座に蔵米へと引き替えられる訳ではなかったことから、「空米切手」が発行される余地があったのである。いずれの米切手も堂島米会所における流通性を持つという点で共通する。そしていずれの切手も、「入替両替」と呼ばれた、米切手担保金融を専門的に行う両替商へ差し入れることができ、資銀提供を受けることができた。

第二の経路は、蔵屋敷と金融御用達商人との相対で発行される経路である。蔵屋敷が御用達商人から借銀を行う場合、担保として米切手が差し入れられることがあった。これには「坊主切手」と「調達切手」の2種が存在した¹⁵。「坊主切手」は市場における流通性が無く¹⁶、あくまでも債権者の手許において保管されるものであったのに対し(図2)、「調達切手」は、借銀の引当てとして借用証書に添えて交付される切手という点で「坊主切手」と共通するものの、返済が滞った場合に、市場にて売却されるか、或は入替両替へ差し入れられることもあったという点において異なるものである(図3)。鶴岡実枝子が明らか

13 米切手の発行過程については、島本、前掲『蔵米切手の基礎的研究』、15-22頁、並びに宮本、前掲書、166-192頁に依拠して整理する。

14 史料上「過米切手」と呼称されることもあるが、本稿では「空米切手」に統一する。

15 島本は「空米切手」と「調達切手」の双方を含めて「先納切手」として総称しているが、借銀担保として発行される切手は、史料上、「坊主切手」、「調達切手」と呼称される場合が多いため、本稿においてはこれらの呼称に統一する。

16 坊主切手の券面には、日付、落札者氏名等の記載がなく、一見して出切手とは異なるものとして識別できる。相対で売買された可能性は考えられるが、少なくとも堂島米会所において売買される性質には無かったと言える。

にした大坂の加島屋作兵衛店の事例によれば、調達切手に添付された大名貸証文には「返済滞り之節は勝手次第売払可申」の文言が記載されていた¹⁷。この文言は、「調達切手」が市場における流通性を持つものであったことを示すと共に、返済が滞った場合にのみ、という条件付で、市場へ売却されるものであったことを示している。

以上を踏まえた上で、諸大名が大坂において資銀調達を行うことを考えた場合、以下の4通りの方法があったということになる。すなわち、1)蔵米を払い下げて出切手を発行する、2)蔵米の裏付けなく出切手を発行する（空米切手の発行）、3)金融用達商人へ坊主切手を差し入れ、借銀する、4)金融用達商人へ調達切手を差し入れ、借銀する、の4通りである。この内、第一と第二の方法については、利足が発生しないという点で、最も安価な調達方法であった¹⁸。一方、第三と第四の方法については、利足が発生するという点で共通するが、担保として差し入れる米切手の性質に違いがある。鶴岡実枝子によれば、肥後細川家と大坂の加島屋作兵衛店との借銀契約において、借入れ当初は「坊主切手」を差し入れていたものが、返済が延滞されたことにより、「調達切手」を差し入れる形態に変化していたことが明らかにされている¹⁹。貸し付けを行う側にすれば、蔵屋敷から受け取る担保切手としては「調達切手」の方が望ましい。借銀の返済が滞った場合、即座に市場で担保切手を売却できるからである。いずれの切手を担保として差し入れるかについては、蔵屋敷と金融商人との相対で決定されたと考えられる。

次に、米切手の流通期間であるが、米切手と蔵米との引き替えは、原則として、各蔵屋敷が設定する蔵米の保存期間内に行われねばならなかった。この期限を「追出し」と呼んだ²⁰。したがって、米切手の流通期間は、この「追出し」までの期間であったことになる²¹。

17 鶴岡，前掲論文，189頁．

18 島本，前掲『蔵米切手の基礎的研究』，34頁．

19 鶴岡，前掲論文，141-154頁．

20 島本，前掲『蔵米切手の基礎的研究』，25頁．

21 実際は、追出し後といえども、米切手の通用力が失われることはなく、「番賃」と呼ばれる保管料を支払うことで、蔵米との引き替えを請求することができた。ただし、「追出し」から数十日も経過した場合には、その米は売却され、代銀を蔵屋敷側が預かっていた。島本，前掲『蔵米切手の基礎的研究』，26頁．

各蔵屋敷の「追出し」については、「懷宝永代蔵」等，当時の米市場参加者に広く流布していたと思われる相場手引書に列挙されていた²²。米切手を買持ちする者は、「追出し」を意識しつつ，適宜，古い切手から新しい切手へと買い換えていたと考えられる。

以上に見てきた通り，市場において取引される米切手には，出切手，空米切手，そして条件付きではあるが調達切手の3種があったことになる。ただし，これはあくまでも発行形式上の区別であり，実態として，どのように区別されていたのかについては別途確認の必要がある。島本得一は，米切手全般を指して，「所持人の請求により，何時でも，切手と引換えに，蔵米の表示数量を交付することを約束した完全な物財証券」と定義しているが²³，上述の議論に従えば，この定義は，上記3種の米切手の全てについて当てはまることになる。島本は，自身が示した米切手の定義と，形式上区別される3種の米切手との関連について説明を与えていない。この点を明らかにするためには，具体的事例から，帰納的に実証を加えていく他はない。

1-2．事例分析

最初に紹介する事例は，元文2(1737)年6月に起こった，広島藩蔵屋敷への取り付け騒ぎである。当該事件は，広島藩蔵屋敷の在庫米量が，発行済米切手高の3割に過ぎないことが発覚し，騒動に発展したというものである²⁴。事が発覚するに及んで，米商人の内，主立つ者が広島藩蔵屋敷に押しかけ，以下のように陳述している。

22 島本，前掲『蔵米切手の基礎的研究』，26-27頁に，各蔵屋敷の設定した期限が列挙されている。それによれば，四蔵と呼ばれた，堂島米会所における主要銘柄については，概ね1年5ヶ月程度の期間を設けていたことが分かる。

23 島本，前掲『蔵米切手の基礎的研究』，7頁。

24 森，前掲書，144-145頁。

史料1 「吉長公御代記卷之三三上²⁵」

(前略) 当御屋敷、唯今迄申分無御座候故、慥^{たしか}成ル御蔵と奉存候故、外蔵之切手持候者も、御屋敷之切手^{しかえ}二仕替、所持仕居申し(中略) 何も蔵へ出し不仕、御蔵二預け置申候。若此度の被成方悪敷御座候而八、当秋御新米、例年之通二御売り被成候事、相成不申(中略) 第一直段^{ママ}下値、御蔵之有米見届^{ありまい}、其高より外、一切御払被遊候事、相成不申候、左様に成申候而八、御外聞不宜、御勝手向、至極之御差^{さしつかえ} 悶二而、御蔵に米一俵も預ケ置不申候(後略)

これによれば、広島藩蔵屋敷は「慥成る」蔵であると認識されてきており、それゆえに、誰もが当該蔵屋敷の米切手を、切手のまま所持し、蔵出しをしなかったとある。したがって、信用のある蔵屋敷が発行した米切手であれば、蔵米の裏付けの有無に関心が向けられることは無かったことが窺える。その一方で、今回の対応に失敗すれば、米価は下落し、厳密に在庫米量と同じだけの米切手しか発行できなくなることが警告されている。信用が失われた場合には、蔵米の裏付けの有無に、米切手所持人の関心が集まっていたのである。これらのことから、米切手の信用力、言い換えれば蔵米兌換信用力は、発行時点ではなく、事後的に決定されていたことが分かる。

米商人らの陳述を受けて、広島藩大坂屋敷番は、国元の執政に対して、至急2千貫を大坂へ送るべきこと、そして国元の米を大坂へ廻送すべきこと、それでも不足する場合は、他国米を密かに調えたい旨を訴えている²⁶。

次に紹介する事例は、文化11(1814)年に発生した筑後藩蔵屋敷への取り付け騒ぎで

25 「吉長公御代記卷之三三上」元文2(1737)年6月24日(森,前掲書,179-182頁)。原史料は、浅野図書館(現、広島市立中央図書館)蔵。尚、当該書状は、大坂屋敷番から、国元の執政に宛てて出された書状であるが、引用箇所は、米商人達の陳述を記述した箇所であるため、主語を米商人として読むべき箇所である。

26 森,前掲書,181-182頁

ある．当該事件に関して，草間伊助²⁷は以下のように記している．

史料2 「草間伊助筆記 卷六²⁸」

（前略）〔筑後蔵は〕蔵米出切手を以，借財之引キ当として，大坂浜方〔米市場関係者〕并二市中之ものヨリ他借被成候，此出切手之儀八正^{しようまい}米二有之候故，公辺向キにも外蔵同様，蔵敷御取扱之義八，人々能ク存シ居候義故，慥二存，市町之もの共皆々右出切手を以て出銀仕候（中略）近来米価^{げじき}下直二付て八，作廻難被成二付，無拋此四五年八夥敷出切手ヲ以て借財有之趣，尤空米之儀故，公辺二相成り申候て八，殿様之首尾も相抱り申事故^{ママ}，随分兼て八其備工八御心得被成候得共，兎角御作廻難出来，年々之差引も難被成，無拋差引之節も，右出切手を以御差引被成候様二相成候故，市中銀主共も，何とやら空米之所気味悪敷，（中略）其段銀主共ヨリ相嘆キ申候所，屋敷ヨリ八，決て空米之義に八無之，出切手相渡置候上八，自然銀主入用銀之節八，浜方二て売払立用可致候^{るいよう}，借財限月返済之砌八，又出切手持参いたし，差引可致候，番付日付キ之違八不苦候，何分相渡シ置候出切手之辻，持参有之候八、宜敷被仰候故，銀主之もの共之内ヨリ，無拋銀子入用之もの八浜二て売払，暫立用仕候と申振合にて，近来其相对を以借財有之分，又広太成銀高二御座候よし，右相对切手も本切手も，皆同様の切手に有之候故，右銀主，無拋売払申候切手ヲ，又浜方買入，是を以両替方へ入替に差入（中略）何分屋敷之出切手に相違無之，又空米之所，相对て請取候切手八格別，浜方にて相調候切手は，急度正米に御座候（後略）

27 草間伊助は，両替商鴻池家の別家に当たる草間家の婿養子であり，安永3（1774）年から文化5（1808）年に至るまで，大坂今橋の鴻池本店に勤務した．小室正紀「大坂両替商草間直方における「融通」」（川口浩編『日本の経済思想世界 「十九世紀」の企業者・政策者・知識人』日本経済評論社，2004年）33～66頁．

28 「草間伊助筆記 卷六」（大阪市参事会編『大阪市史 第五』，大阪市参事会，1915年，957-958頁）．尚，引用文中の亀甲括弧内の文字，並びに下線は，引用者が書き加えたものである．以下同じ．

やや長文だが、極めて重要な指摘がなされているため、仔細に検討していきたい。まず、筑後蔵は出切手を以て借財の引き当てにしていたとあることから〔 〕、坊主切手ではなく、調達切手を差し入れていたことが分かる。蔵米の払い下げによって発行されたものではないが、通用力の点で出切手と変わる所がないために、草間伊助は調達切手を出切手と見なしているのである。また、当該時期の米価下落傾向を受けて、筑後蔵では「無拠」、夥しい数の出切手を以て借財していたとある〔 〕。ここで「無拠」とは、本来ならば、坊主切手にて借銀をしたかった所、やむを得ず出切手で、つまり調達切手で借財をしたという含みを持つ。貸し手の側が、坊主切手を担保とすることを承認せず、出切手としての通用力を持つ調達切手を、担保として望んだことが窺える。

次に、筑後蔵の米切手所有者が、「空米之所気味悪敷」と感じている所に着目したい〔 〕。これは、筑後蔵の米切手所有者が、少なくとも購入時点では、出切手と空米切手の区別をつけていなかったことを意味している。言い換えれば、切手券面から、両種の米切手を識別していなかったのである。先の広島藩蔵屋敷の事例で明らかになったように、出切手と空米切手は、発行経緯や切手券面ではなく、あくまでも事後的に、当該蔵屋敷の兌換信用力に基づいて識別されていたということになる。

これに対して筑後藩蔵屋敷では、「決て空米之義に八無之」とし、必要とあらば、市場にて担保切手を売払ってもよい、と明言している〔 〕。鶴岡実枝子が明らかにした通り、調達切手は、借銀返済が滞った場合にのみ、という条件付で、市場に流される性質の切手であった。しかし、ここでは筑後蔵が担保切手の売却を許可しているため、借銀の引当てとして筑後蔵米切手を保有していた銀主は、必要に応じて市場へ売却できたことになる²⁹。そして、実際に市場に売却された調達切手は、浜方、すなわち米市場参加者によって買わ

29 尚、史料2の「番付日付キ之違八不苦候」という一文については、若干の補足が必要である。通常、米切手には、発行日付と通し番号が記載されていた（島本、前掲『蔵米切手の基礎的研究』、8-11頁）。ここで、担保切手として筑後蔵米切手を保有していた銀主が、市場にて当該切手を売却したとする。その後、筑後蔵から借銀の返済がなされた場合、銀主は市場で筑後蔵の米切手を買戻し、筑後蔵へ返却する必要がある。その際に買い戻した切手は、当初差し入れていた米切手とは、日付も番号も異なっているはずであるが、それでも構わないと、筑後蔵が明言しているのである。

れ、それが入替両替に差し入れられる等、出切手と同様に流通することになった()。調達切手として発行された切手であっても、「屋敷之出切手に相違無之」ため、「相対て請取候切手八格別」、すなわち、相対で発行された者は別として、そうした事情を知らずに市場で米切手を購入した者は、あくまでも出切手として取り扱ったのである。この関係を、草間伊助は、「浜方にて相調候切手は、急度正米に御座候」と端的に表現している()。

1-3. 市場における米切手の区別

2つの事例から明らかになることは、出切手、空米切手、調達切手の3種は、市場においては、全て出切手として売買されていた、ということである。島本が示した、現存する米切手の写真に、出切手と坊主切手の2種しか含まれていない理由は、こうして説明される。空米切手、或は調達切手なる切手が市場に出回っていたのではなく、あくまでも「出切手」が市場において取引されていたのである。宮本又郎は「出切手の形式をとる先納切手(調達切手 - 引用者注)の場合には、落札出切手との区別が表面上容易ではなかった」としているが³⁰、その区別は不可能であったと考えるべきである。

一方、兌換信用力が失われた場合には、仮に現物の裏付けを以て発行された切手が含まれていたとしても、当該蔵屋敷の切手は全て空米切手と見なされた。広島藩の蔵屋敷番が、速やかに大坂へ米を廻送する旨を国元へ泣訴し、筑後藩蔵屋敷が「決して空米之義には無之」と弁明せざるを得なかった背景には、こうした仕組みが存在していた。逆に、「慥成ル御蔵」と認識されている限り、すなわち、いかなる時でも兌換に応じられる限りにおいては、現米の裏付けのない米切手をいくら発行しても、問題視されることはなかったのである。したがって、蔵米との兌換が行われる、或はそれが期待できる場合には、当該蔵屋敷が発行した全ての米切手は出切手と見なされ、その期待が失われた場合には、当該蔵屋敷が発行する全ての米切手は空米切手と見なされたということになる。市場においては、出切手と空米切手の2種しか存在せず、この両者は蔵屋敷の信用力によって「事後的に」区別されていたのである。

わずか2時点での観察ではあるが、「草間伊助筆記」が記された文化期以降、米切手に関する制度変化がないことからすれば、上記の議論は、堂島米会所が認可された直後より、

30 宮本、前掲書、186頁。

一般的に適用可能であると言える。

ここで明らかとなった、米切手取引の実態を踏まえた上で、江戸幕府の米切手統制策の意図と効果について、次節以降、検討していく。

2. 宝暦・明和期の米切手統制策

2-1. 空米切手停止令の再解釈

江戸幕府による米切手統制策として、史料上、初出に当たるものは、以下に掲げる宝暦 11 (1761) 年 12 月 30 日に触れ出された空米切手停止令である。

史料³¹

大坂表諸家蔵屋敷払米之儀、廻着米高之外空米を書加、有米高より過米之切手を出し、相払、且廻米都合致候節は、右過米切手之分買戻し候類有之由相聞、正米直段ならびに并自余之切手米売買に相障り、甚不宜候、依之、已来右体之空米等書加へ売買いたし候儀、堅令停止候條、其旨急度可相守、若違犯之輩於有之は、可為曲事者也（後略）

打ち続く米価低落を背景として、米価押し下げ要因となる空米切手の発行を抑制せんとしたこと、そしてそれが実効力を持たなかったことは、つとに指摘されてきた³²。しかし、先の議論で明らかになった通り、出切手と空米切手は、切手券面によって区別し得るものではなく、不渡りが実際に生じるか、或はそれが懸念される場合に、事後的に区別されるものであった。同町触が、米切手発行の段階から統制を加えるものではない以上、空米切手を禁止するとは、事実上、不渡りを出すことを禁じていることになる。

無論、同町触が出される以前から、米切手の蔵米請求権が保証された可能性はある。元文 2 (1737) 年の広島藩蔵屋敷の事例が示している通り、米切手の蔵米請求権が「市場における評判（信用）」を盾に守られる場合もあったのである。しかし、同町触が出される

31 室谷鉄腸編「浜方記録」本庄栄治郎編『近世社会経済叢書第二巻』改造社、1926年、45-46頁。

32 中井、前掲書、44-45頁。宮本、前掲書、284-286頁。

以前においては、ある米切手について不渡りが生じたとしても、あくまでも自己の責任において売買したものであるため、それに関して江戸幕府が保証する、少なくとも義務はない。しかし、同町触によって、米切手の財産権が、幕法上、明確に規定されたことにより、それが侵害された場合には、江戸幕府が「必ず」対処することになったのである。

ここで、江戸幕府の意図について、改めて検討する必要がある。同町触の文言中に、空米切手が「正米直段并自余之切手米売買に相障」と記されている点に着目したい。空米切手の発行が、市場全体の切手流通量を増やし、結果として米価の下落要因となることを、江戸幕府が懸念したことは、これまでも指摘されてきた。問題は、空米切手が「自余之切手米売買に相障」としていることである。ある蔵屋敷が発行した米切手について、それが空米切手であることが発覚すれば、当該蔵屋敷の米切手のみならず、市場全体で、米切手に対する信用不安が広がる可能性がある。その場合、大坂市場において米切手を買持ちしようとする者が減るため、米価は下がる。江戸幕府は、米切手の発行量のみならず、信用不安による米価下落、という経路についても意をくわいていたのである。

空米切手を禁止することで、事実上、不渡りを禁止する。その結果として、実際の在庫米量を越えて発行される米切手量が抑制され、米切手の安全性が高まる。市場はそれを好感し、米切手の買持ちが進むため、米価が上がる。こうした連関を意図して打ち出された政策が、宝暦 11 年の空米切手停止令であったと解釈すべきであろう。

こうした江戸幕府の意図に反して、空米切手の発行はその後も続けられ、繰り返し空米切手停止令が、町触を通じて確認されることになる。これは、空米切手が禁止されたにも拘らず、諸藩蔵屋敷が空米切手を発行し続けたのではなく、不渡りが禁止されたにも拘らず、諸藩蔵屋敷が「出切手」を発行し続けたと解釈すべきである。空米切手の禁止とは、不渡りの禁止であるが、不渡りさえ出さなければ、いくら出切手を発行してもよい、とも解釈し得る。江戸幕府が期待したような米切手数量の削減効果が得られなかった理由は、まさにこの点に存するものと考えられる。

しかし、ひとたび不渡りが発生すれば、米切手所持人は町奉行所に出訴することができた。出訴された蔵屋敷は、当該米切手が禁止の空米切手であることを認めることはできないため、広島藩蔵屋敷における事例と同じく、いかなる手段を以てしても、蔵米との兌換請求に応じなければならなかったのである。

この宝暦 11 年の空米切手停止令について、中井信彦は「過米切手の発行を禁止される

ことは、多くの諸大名の財政にとって重大な影響をもつものであった」としているが³³、実際には過米切手（空米切手）の発行を直接的に抑止する効果は無く、不渡りを出すことを禁じた米切手保護政策として理解すべきである。

2-2．明和年間（1764-1772）の米切手統制策

明和年間（1764-1772）に入ると、江戸幕府は米切手統制策の主眼を、米価対策から金融市場の活性化に移していく。同時に、調達切手についても、取締りの対象に含めていくことになる。まずは、明和2（1765）年8月に出された、米切手の通用力保護政策について確認していく。

史料4「米切手通用之事³⁴」

大坂表諸家蔵屋舗払米買請切手所持之者、并銀子入替質物等二取置候丁人共、公事出入諸掛り合吟味中、又は御仕置等被仰付、^{けつしよ}闕所二相成候節、蔵出二差支、或者切手不通用二も可相成哉と疑敷存、又は損銀二も可相成哉と見越候而、米切手選きらい致、切手二而米困不置者も可有之二付、已来者諸家蔵屋舗払米買受切手所持之者、并銀子入替質物二取置候者共二、公事出入奉行所吟味中二而も、無障切手之分八通用可致候、若又払米買受切手所持之者、并質物取主等、当人江計抱り、^{ママ}妻子江不抱、御仕置等被仰付、闕所等二相成候節も、切手之分は妻子へ可被下置候、尤吟味中家財改封付候共、米切手之分は封外二候間、是又可致通用候、且出切手之分期月二も相滞候者、去巳年被仰出候通〔史料3〕、空米切手二准候間、蔵元者勿論、蔵役人迄も御咎可被仰付候條、此旨可存者也（後略）

米切手所持人、或は米切手を担保に受け取っている入替両替商に対して、公事吟味中であっても〔 〕、闕所、或は身代限りになった場合でも〔 〕、米切手の通用力が保証される旨を明言することで、「米切手選きらい」する状況〔 〕を防ごうとしたものが、同町

33 中井、前掲書、44頁。

34 江戸表 大坂町奉行 三郷町中、大阪市参事会編『大阪市史 第三』大阪市参事会、1901年、713-714頁。

触である。財としての米切手が忌避されることは、大坂金融市場の逼塞を意味するため、江戸幕府は、米切手の通用力を保証することで、金融市場の活性化を図ったのである³⁵。そして、第1節で明らかにした通り、市場において流通する切手は、出切手として等しく扱われたため、この町触は、市場で流通する全ての米切手を対象として、その通用力を保護したことになる。そして最後に、不渡りが生じた場合には、空米切手に「准ずる」とし、空米切手停止令を再確認している〔 〕。

ここで「准ずる」という表現を用いていることに注意が必要である。宝暦11年の停止令により、建前上、市場に空米切手は1枚たりとも流通していないはずである。それにも拘らず、不渡りが起こったとすれば、それは空米切手に「准ずる」切手である、という論理に従っていることが分かる。江戸幕府は、空米切手が出切手と同じ形式にて発行され、出切手と変わる所無く市場で流通しているという現状を踏まえた上で、不渡りが出た場合には、それを空米切手と見なして、蔵屋敷関係者を処罰する方針を打ち出しているのである。そして、「若違犯之輩於有之は可為曲事」とした宝暦11年の空米切手停止令に対して、ここでは具体的に、蔵屋敷関係者の処罰に言及している点も見逃すことはできない。切手不渡りに対して、厳しく臨まんとする江戸幕府の姿勢が窺える。

一方、2年後の明和4(1767)年9月には、空米切手停止令が再確認された上で、調達切手の売買についても取締りの対象となる。以下に、文言を仔細に検討していこう。

史料5「蔵屋敷空米切手之事³⁶」

(前略、史料3,4の内容を繰り返した上で)

然ル所、去ル巳年〔史料3〕停止不被仰出前二、蔵々貸銀返済之ため^{「為」カ}引当、銀主杯へ渡置候切手有之、此分も正米二無之、調達切手と相唱候由二候八^{「へ共」カ}、空米之切手二候間、停止被仰出候已後、切手主ヨリ外へ者決而売買致間敷候所、心得違売買候者有之、不届二付、此度御仕置被仰付候間、去ル巳年停止〔史料3〕已前二、右体之空米二准候紛敷切手引請候者者、外へ決而売買不致所持致^{「し」カ}候、

35 宮本又郎『日本市場史 米・商品・証券の歩み』(山種グループ記念出版会,1989年),101頁。

36 江戸表 大坂町奉行 三郷町中、前掲『大阪市史 第三』,742-743頁。

若蔵屋敷ヨリ右切手片付，万追々相对も有之候者，最初約諾致候高通二而，切手相对二可及候，万一切手主二無之者所持致，其切手蔵屋敷へ売戻し候者，急度可相咎候，

但，去巳年已前二引請置候右体空米之紛敷切手を以，奉行所へ及出訴候者，不取上間，其旨可存候（後略）

借銀の引当てとして発行される調達切手についても、「正米二無之」〔 〕，すなわち蔵米の裏付けが無い切手であるとする。そしてそれは，空米の切手に当たるため〔 〕，宝暦 11 年以降に売買されることは禁止されているはずであるが，不心得にも売買をする者があるため，処罰するとしている。そして，宝暦 11 年以前に発行された「空米二准候紛敷」調達切手について，他者への転売を禁止している〔 〕。正米の裏付けなく発行された切手は禁止の空米切手に当たる，という論理の下に，調達切手の流通を禁じているのである。ただし，ここでは調達切手の発行自体を禁止している訳ではなく，あくまでも調達切手の売買を禁じている。借銀の引当てとして発行する切手を，蔵屋敷と銀主との相対にて処理する〔 〕，すなわち市場における流通性の無い「坊主切手」の形式とすることを命じているのである。

そして，宝暦 11（1761）年以前に発行された調達切手についての出訴は取り上げないとしている〔 〕。宝暦 11 年の空米切手停止令以降は，空米切手に准ずる調達切手は，1 枚たりとも市場に存在しないはずなので，それ以前に発行された分に限定して出訴を取り上げないとしているのである。

以上に明らかなように，この町触の主眼は，調達切手の市場での流通を阻止することにある。しかし，先の議論で明らかになった通り，調達切手についても，出切手と同様に流通するものである以上，その流通を阻止することは事実上不可能である。調達切手が市場において売買されていたことは，江戸幕府も認識する所であったが，それが出切手と全く変わらぬ形で流通していたということを，正確に認識していたか否かは定かではない。とは言え，少なくとも同町触をして，調達切手の売買禁止令と，字義通りに解釈するべきではない。ここで，同町触が出される以前の状態について考えてみよう。

仮にある調達切手が市場に流され，第三者がそれを市場で購入したとする。この切手について不渡りが発生した場合，切所持人は，町奉行所へ出訴する。無論，当人は出切手と思って購入しているため，あくまでも出切手が不渡りになった廉で出訴することになる。

これに対して町奉行所は、当該蔵屋敷へ照会する。ここで蔵屋敷側には2通りの対応が考えられる。第一に、あくまでも出切手であると主張し、蔵米との兌換に応じることである。第二には、それは調達切手であると居直り、禁止の空米切手には当たらないと主張することである。当然、調達切手を市場へ流すことに、蔵屋敷側は同意しているはずである。しかし、その切手が、その後においてどのように売買されようと、蔵屋敷側は関知しない、という立場を貫くことはできる。この第二の対応を蔵屋敷側がとった場合、「善意・無過失」で切手を購入した所持人の財産権は保護されないことになる。

しかし、この明和4(1767)年の町触によって、調達切手は明確に「空米二准候」切手と規定されたため、ここで挙げた第二の対応を蔵屋敷側がとることはできなくなる。あくまでも出切手として処理する、つまりは蔵米との兌換に応じる必要が出てくるのである。まさにこの点に、同町触が持つ意義が存すると考えられる。江戸幕府が積極的に意図したかは定かではないが、出切手、ないしはその形をとって発行される空米切手と並んで、調達切手についても、その財産権が事実上規定されるに至ったのである。

ここまでの町触は、全て江戸表からの仰せを大坂町奉行が伝達したものであったが、次に掲げる明和8(1771)年12月の町触は、大坂町奉行の名義にて出されたものである。

史料6「蔵屋敷払米に空米過米之切手出す間敷事³⁷」

(前略、史料3の内容を繰り返した上で)

近年二至、諸家蔵役人共心得違〔「之」脱力〕取計も有之哉、米切手之出入有之、米渡方差滞候趣相聞へ候、右之通二而者切手米之取引情弱二而、商人共買賣を危踏、買込之見込薄、切手之位悪敷、正米直段へ差障候、無謂蔵々ヨリ米渡方差支候得者、則停止之空米二相当候間、此旨急度可相守、若違犯之輩於有之者、可為曲事者也(後略)

この町触から、2つの興味深い事実が指摘し得る。第一に、米切手に関する訴訟(出入)が、町奉行所に対して行われているという事実である〔 〕。これまで確認してきた通り、少なくとも形式の上では、宝暦11(1761)年の空米切手停止令以降、市場において空米

37 大坂町奉行 三郷町中、前掲『大阪市史 第三』、785頁。

切手は1枚も存在しないはずである。この形式に従えば、そもそも訴訟が発生することはない、ということになる。全ての米切手が厳密に蔵米の裏付けの下に発行されており、市場に1枚の空米切手も存在しなかったならば、不渡りが生じる余地は皆無である。しかし、現実には不渡りが発生し、町奉行所へ出訴する者が現れている。これは、出切手の形をとった空米切手が流通しており、それが不渡りになった場合、切手所持人が「出切手」が不渡りになった廉で出訴するからに他ならない。実際には蔵米の裏付けなく発行された切手であっても、町奉行所に出訴することが可能であった、ということをも、同町触は裏付けているのである。

第二点目は、上述の関係について、町奉行所も認識する所であった、という点である。大坂町奉行は「無謂」不渡りになった切手について、「停止之空米二相当」としている〔 〕。一方、江戸幕府による空米切手の定義は、「有米高より過米之切手」(史料3)、或は「正米二無之」切手であった(史料5 -)。市場の実態に近いのは、言うまでもなく大坂町奉行による定義である。同内容を伝える町触でも、実際に出訴を取り扱う大坂町奉行と、基本方針を伝える江戸表とで、表現が異なっていることに、ここでは着目したい。少なくとも大坂町奉行は、市場において、空米切手が出切手として流通している実態を正確に把握していたと見てよく、それを踏まえた上で、不渡りの禁止を独自に再確認したものと考えられるのである。

3. 安永・天明年間における米切手統制策

3-1. 不渡り切手公銀入替制度

安永年間(1772-1780)に入ると、江戸幕府の米切手統制策は明白な変化を遂げる。それを象徴する政策が、不渡り切手の公銀買上げ政策である。

史料7「諸家蔵屋敷米切手蔵出相滞候節、公儀へ御買上に相成候事³⁸」

其表諸家蔵屋舗米切手取^メり候儀、度々相触候得共、今以有米二紛敷切手も有之、
金銀通用等も不^レ宜趣相聞へ候二付、以後蔵米渡方等滞切手も有之候ハ、御銀
を以入替可〔「被」脱力〕仰付候、来七月朔日ヨリ以後入替候切手、いつれの

38 江戸表 大坂町奉行 三郷町中、前掲『大阪市史 第三』、818-819頁。

蔵やしき二而も、米渡方実々相滞候ハ、町奉行所へ可申達候、右切手者公儀へ御買上二而被仰付、代銀者公儀ヨリ切手主へ被下、町人共損失無之様被成下、右切手之米高者、公儀へ御取立に相成候間、其旨を改、已来切手を不危踏、金銀取遣無差支可致融通候、尤公儀御益等二付御銀入替二相成候儀と心得違仕間敷候、切手米之儀、蔵屋敷役人等へ篤と対談も不致、蔵出し相滞段不束之趣抔於申立者、吟味之上急度可申付事、

右触已前之分、切手出入有之、訴出候共、御金入替ハ不相成、是迄之趣可有之事、

但、質米之儀は切手外之事に候へ共、是又相滞候はは、町奉行所へ申出次第、吟味之上、蔵屋舗役人へ急度済方可申渡事（後略）

同町触は、安永 2（1773）年 6 月に江戸表から大坂町奉行を通じて出されたものである。ここでも仔細に内容を検討していくことにしよう。

まず、冒頭部分において空米切手が依然として流通している状況が懸念されており、それが「金銀通用」に悪影響をもたらしていると指摘している〔 〕。その上で、今後、いかなる蔵屋敷が発行した米切手であっても、不渡りが発生した場合には、江戸幕府が公銀によって買い上げる旨を明記している〔 〕。ただし、同町触が出される以前の分については、公銀買い上げの対象とはならない旨も付記されている〔 〕。そして、但書の所で、調達切手については「切手外之事」であるとしながらも、出訴については取り上げ、吟味の上で、「済方」、すなわち借銀の返済か、相当する蔵米との兌換がなされるよう、取り計らう旨が明記されている〔 〕。

ここで確認すべきは、同町触が伝える内容は、財産権の保護、という範疇を超えているという点である。ここで言う財産権とは、米切手の提示によって、切手券面に記載されている数量の蔵米との兌換を、切手発行者である蔵屋敷の弁済能力の限りにおいて、請求できる権利を指している。財産権の保護とは、あくまでも蔵屋敷側の弁済能力の範囲内でのことなのである。しかし、不渡り切手を例外なく公銀にて買い上げると、江戸幕府が明言したとすれば、それは財産権の保護を超えた社会政策として、米切手の信用力を高める政策であったと評価すべきである。

尚、安永 2（1773）年の段階では、調達切手について、その流通については認められたものの、買い上げの対象には含めていない。したがって、調達切手については、財産権の保護、

の範疇に留まっていたと言える。しかし、その7年後の安永9(1780)年に至り、調達切手についても、買い上げの対象となる。

史料8「諸家蔵々調達銀切手之事³⁹」

諸家蔵々調達銀之儀、蔵元或者立入之町人印形之利付証文を以借入、為右引当出米切手相渡置候趣二相聞候所、出切手之事二候へ者、有米二候得共、払米とも違、夫々相對も有之由二而、毎々及出入、不取締二付、向後借銀之引当二差入候分者、調達切手と名目を付、払米出切手と相分り候様認、銀主江為相渡候、然ル上者此已後出切手米渡方差滞候ハ、去ル巳年相触候通〔史料7〕、吟味之上御銀入替二いたし、調達切手之方、銀子返済不埒二候ハ、銀高多少二不拘、都而六十日限銀済申付、其上不相済候へ者、国許ヨリ引当之米積取、銀主江可為相渡候、猶又右渡方も不埒之節者、出切手二准し、願之銀高御入替二申付候間、兼而其旨を存、丈夫二取引可致候(後略)

まず確認できることは、調達切手に対する江戸幕府の認識が改まっていることである。これまで「正米二無之」(史料5 -)、或は「切手外之事」(史料7 -)とされてきた調達切手について、ここでは「出切手之事」と明記されている〔 〕。出切手であるから、蔵米の裏付けがあるということではあるが、払米によって発行された切手ではないと、調達切手の性格を適確に把握しているのである。その上で、今後は、調達切手と出切手との区別を明確にし、それと分かるように認めるよう命じている〔 〕⁴⁰。

そして、調達切手について、借銀の返済が滞った場合には、その返済を60日以内に申し付け、それでも済まない場合には、引当て相当の蔵米を宛がわせる、さらに解決しない場合には、出切手と同じく、公銀によって買い上げる旨が明記されている〔 〕。ここで、

39 江戸表 大坂町奉行 三郷町中、前掲『大阪市史 第三』、931-932頁。

40 この点についての実効性は疑わしい。文化11(1814)年当時の状況を記した「草間伊助筆記」(史料2)において、「右相對切手も本切手も、皆同様の切手に有之候」()とされていたことを想起されたい。ここで相對切手とは、調達切手を指しており、出切手とは区別されるよう、認められてはいなかったことが窺えるのである。

調達切手についても、財産権の保護を超えた、社会政策としての保護が加えられることとなったのである。

安永期の江戸幕府が、財産権の保護を超えて、社会政策としての米切手保護に踏み切った背景について考察したい。周知の通り、明和・安永期は、上方において多数の株仲間が認可された時代である。当該時期の政策について、中井信彦は、冥加銀徴収による財政収入の増加政策と捉えるのではなく、広く流通に統制を加える意図こそが本質であると強調した⁴¹。中井の見解に従うならば、安永期に導入された公銀買い上げ制度は、米市場への統制を強める意図の下、実行されたものと解釈できる⁴²。

ではなぜ、米市場への統制を強める必要があったのか。そこには、金融市場の活性化という政策目標あったと考えられる。史料4で紹介した明和2(1765)年の町触では「米切手選きらい」する米商人の存在が懸念されおり、史料7で紹介した安永2(1773)年の町触においては、より直裁に「金銀通用等も不宜」と表現されている。米切手が信用不安に陥れば、直ちに打撃を受けるのは諸大名である。森泰博が指摘した通り、諸大名が大坂の金融商人から融資を受ける際に、最も有効な担保が米切手だったのであり⁴³、それが「選きらい」されるということは、直ちに金融逼塞につながる。

また、大坂市場においては、「入替両替」と呼ばれた、米切手を担保に融資を行う専門の両替商を通じて、米切手担保金融を受ける商人も少なくなかった⁴⁴。時代はやや下るが、文化14(1817)年における見積りでは、米切手総量の内、自己資金で購入される分は、全体の3分の1とされ、残りは米切手担保金融によって賄われる、とされている⁴⁵。江戸幕府が、財産権の保護という範疇を超えて、社会政策として米切手を保護するに至っ

41 中井，前掲書，109-137頁。

42 公銀による不渡り切手の買い上げが、現実に履行されたことを示す史料は、管見の限り、確認できていない。しかし、江戸幕府が公式に買い上げを明言したという事実そのものが、市場における米切手取引の安全性を裏打ちする効果があったものと考えられる。

43 森泰博『大名金融史論』(大原新生社，1970年)，202-206頁。

44 「芦政秘録」，島本得一『堂島米会所分権集』(所書店，1970年)，7頁。

45 「米切手入替御免御願」文化14(1817)年5月，大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成 第三巻』大阪商工会議所，1973年，381-386頁。

た背景には、米切手の信用不安を解消し、金融市場を円滑に機能させる意図があったと考えられる。

3-2．後藤縫殿助による米切手改印制度

安永期に展開した不渡り切手の公銀による買い上げ政策は、天明2(1782)年8月に廃止され、代りに後藤縫殿助⁴⁶を「米切手改兼帯役」に任じ、米切手の統制に当たらせる政策が打ち出される⁴⁷。そこで、まずは当該制度の概要と、その結末について確認しておく。

後藤による米切手改印制度が導入されたことにより、米切手に関する紛議は、全て後藤が調停に当たることとなり、後藤による加印がない切手については、「空米同事之切手故、正米同様に通用致間敷」こととなった⁴⁸。また、天明3(1783)年11月には、市場に出回る出切手についても、後藤による改印を必要する旨が触れ出され、これによって、米切手の発行から流通に至る全てを、後藤が取り締まることとなる⁴⁹。その後、制度改正を経ながらも、天明7(1787)年1月に至り、後藤による改印制度は廃止されることとなる⁵⁰。

後藤による改印制度については、これまでも中井信彦らによって紹介されてきたが、その意義について、立ち入って考察されることはなかった⁵¹。以下、この点について考察を加えていく。

まず、後藤による米切手改印制度が、従来の政策と決定的に異なる点は、米切手の発行過程に踏み込んで、江戸幕府が統制を加えたという点である。従来の制度の下では、特定

46 呉服師としての後藤縫殿助については、「呉服師由緒書」、早川純三郎編『徳川時代商業叢書 第一』(国書刊行会、1913年)、367-373頁、並びに中田易直「江戸時代の呉服師」(『歴史教育』第9巻10号)、1961年、12-22頁を参照のこと。

47 「諸家蔵屋敷米切手後藤縫殿助取扱之事」、天明2年9月、『大阪市史 第三』、985-986頁。

48 「口達覚」、天明2年12月、『大阪市史 第三』、990頁。

49 「後藤縫殿助米切手改之事」天明3年11月、『大阪市史 第三』、1015-1016頁。

50 「諸家蔵屋敷払米切手改兼帯役後藤縫殿助儀、差障之筋有之、切手改兼帯役御免御差止之事」、天明7年正月、『大阪市史 第三』、1173頁。

51 中井、前掲書、48頁。宮本、前掲書、285頁。

の米切手が空米切手であることは、あくまでも事後的に発覚した。米切手を発行の段階から統制することによって、空米切手の発行そのものを阻止する意図が、幕府にあったことは明らかである。問題は、なぜ幕府が、そこまでの強い統制に踏み切ったのか、である。

安永期における不渡り切手の公銀買い上げ制度は、事実上、諸藩の負債を幕府が引き受けることを意味する。それは同時に蔵屋敷までもを含めた米切手流通市場が、幕府の直接的な管轄下に包摂されることを意味する。その延長線上に後藤による改印制度、すなわち、米切手発行過程への介入が企図されたとすれば、幕府が公銀買い上げ制度を廃止した意図も理解できる。公銀買い上げ制度では、諸藩蔵屋敷に不渡りを抑止する誘因を与えることができない。不渡りを防ぐことによって米切手の信用不安を解消し、大坂金融市場を活性化するためには、空米切手を根絶する必要がある。そのための施策が後藤による改印制度であったと考えられるのである。

当然ながら、こうした政策は諸藩の利害と鋭く対立する。実際に、諸藩蔵屋敷の中には、「此方米切手に後藤加印有之候ては、米蔵出し相渡し申間敷⁵²」と、後藤による改印を拒否するものがあつた。実際の在庫米量を越えて米切手を発行することにより、財政を運営してきた諸藩にとって、空米切手の発行を物理的に禁じられることは死活問題であつた。一方、「無謂」不渡りとなつた切手を「空米切手」と見なしてきた市場の立場からしても、兌換信用力の下に発行された切手をも含めて、「空米切手」とみなす後藤による改印制度は、受け容れがたかつたと考えられる。

無論、江戸幕府はこのような利害対立は予想していたであろう。賀川隆行は、天明 3 (1783) 年に鴻池善右衛門以下に命ぜられた融通御用金、そして天明 5 (1785) 年に大坂市中へ命ぜられた御用金を、「幕府が大坂町人による大名金融のすべてを掌握し、かつ編成し直そうとする歴大な構想であつた」と評価している⁵³。米切手改印制度によって、諸藩蔵屋敷による米切手発行にまで介入しようとしたことも、賀川の指摘する構想の一環であつたと解釈することができる。諸藩の利害と対立してでも、「空米切手」発行による金融の途を閉ざし、その代償として、御用金を原資とする貸付けによって、資銀調達を行わせしむるといふ構想の下に断行された政策が、米切手改印制度であつたと評価できる。

52 前掲、「浜方記録」, 89 頁。

53 賀川隆行『江戸幕府御用金の研究』(法政大学出版局, 2002 年), 87 頁。

3-3 . 天明期以後の米切手統制策

天明 7 (1787) 年 1 月に、後藤による改印制度が、機能不全のまま廃止された際に、江戸幕府は、その後の体制をどのように定めるかについて、具体的な指示を出していない。したがって、天明 7 年以降の制度については、改めて町触や取引実態から帰納的に復元せざるを得ない。

ここで、参考になるのが、天明 7 (1787) 年 10 月 12 日付で、大坂西町奉行に着任した、松平^{たかます}貴強(貴弘)に対して、大坂管内の状況について報告するため、大坂町奉行所が作成、提出した「松平石見守殿御初入二付差出御覚書」という史料である⁵⁴。同史料が報告している内容は多岐に亘るが、ここでは米切手に係る訴訟についての申し送り事項を確認したい。

史料 9 「米切手掛り之事⁵⁵」

- 一、諸家蔵屋敷米切手之儀、安永二巳年七月以来之滞者、米切取主、御役所へ訴次第、銅座詰御勘定立会、於御役所相糺、東西組与力式人ツ、同心三人^{ずつ}宛掛り、申付候事(後略)

安永 2 (1773) 年 7 月以降、すなわち不渡り切手の公銀による買い上げが、最初に実施された年より後については、米切手に関して出訴する者があれば、出訴があり次第、役所において糺す、すなわち、出訴を取り上げる旨が申し送られているのである。ここで安永 2 年を起点としている点、そして 6 月ではなく 7 月としている点については、定かではないが、少なくとも、米切手については例外なく出訴を取り上げる方針が確認されていることは確かである。ここで対象とされる米切手の種別について明記はないが、市場において、取引される 3 種の米切手、すなわち出切手、空米切手、調達切手の 3 種は、いずれも切手

54 大阪市史編纂所編『大阪市史史料 第十三輯』(大阪市史料調査会、1985 年)、1-66 頁。尚、同史料の解題については、同書、151-154 頁を参照のこと。

55 前掲、『大阪市史史料 第十三輯』、57 頁。

券面によっては区別され得ないという関係は、ここでも適用されるため⁵⁶、後藤による改印制度が廃止された直後から、全ての米切手について、町奉行所へ出訴できる体制に戻っていたことが分かるのである。

このことを支持するものとして、さらに、先に検討した「草間伊助筆記」(史料2)が挙げられる。史料2に引用した箇所は、文化11(1814)年の状況を記した箇所であるため、やや間隔があるものの、後藤による改印制度廃止以後の状況を掴むのに適していると言える。まず確認されるのは「出切手之儀八^{しよまい}正米^二有之候故、公辺向キにも外蔵同様、^よ厳敷御取扱之義八、人々能ク存シ居候」〔 〕とある点である。出切手について、それが厳しく取り扱われる、すなわち町奉行所によって財産権が保護されるとの認識が持たれていることから、史料9によって示された内容と平仄が合っている。一方、空米切手については、「公辺二相成り申候て八、^{ママ}殿様之首尾も相抱り申事故」〔 〕とあることから、少なくとも表向きは、空米切手は禁止対象となっていることが窺える。したがって、宝暦11(1761)年の空米切手停止令は、依然として有効であることが分かる。

以上の点からして、後藤による改印制度が天明7(1787)年1月に廃しされて以降は、不渡り切手の公銀による買い上げ制度については復されていないものの、出切手については出訴を取り上げ、空米切手については、これを禁ずるといふ、安永元(1771)年以前の制度、すなわ治安永2(1772)年の公銀買い上げ制度の導入以前の制度に戻っていることが分かる。

天明7年1月に、後藤による改印制度の廃止を告げて以降、江戸幕府は新規の米切手統制策を打ち出していない。したがって、ここで確認された安永元年以前の制度が、幕末に至るまで保持されたと言えるのである。

小括

以上の考察によって得られた知見を整理する。まず明らかにされたことは、米切手が、現米の裏付けを以て発行されたか否かではなく、当該蔵屋敷の兌換信用力によって、「事後的に」区別されていた、ということである。出切手、空米切手、調達切手の3種は、い

56 この点については、文化11(1814)年の状況を記した「草間伊助筆記」(史料2)の内容が担保している。

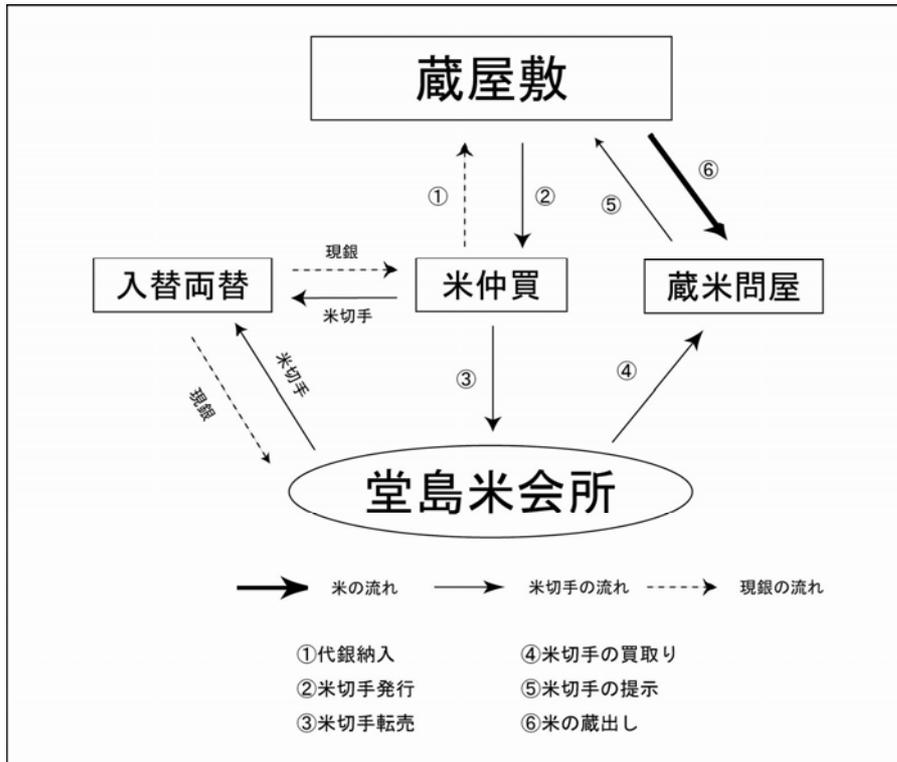
ずれも「出切手」として売買されていたのである。

この点を踏まえた上で、江戸幕府の米切手統制策について再検討した結果、宝暦 11 (1761) 年から安永元 (1772) 年においては、市場に出回る全ての米切手に関して、奉行所へ出訴可能な体制が用意されていた。米切手の財産権が江戸幕府によって担保されていたのである。

その後、不渡り切手の公銀買い上げ制度を経て、後藤による改印制度という強制的な統制策が試みられるも、政策意図と諸藩の利害、米商人の利害とが齟齬したことにより、その試みは頓挫した。そして、安永元年以前の体制、つまり全ての米切手に関して、財産権が保護される体制が復され、幕末に至るまで、その体制が維持されたのである。

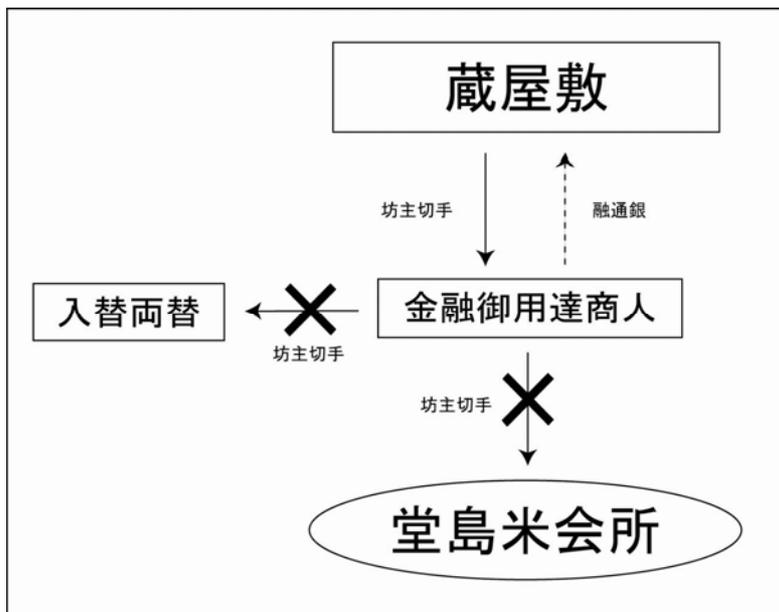
大坂における大量の米切手取引が円滑に履行された背景には、大坂町奉行所が提供する司法制度によって、米切手に付随する蔵米請求権が保証される仕組みが存在していた。そして、米切手の安全性は、米切手担保金融の円滑化、すなわち大量の米切手を買ひ請けるための資銀が、適切に供給されることにもつながった。「出切手之儀は正米に有之候故、公辺向にも外蔵同様、廠敷御取扱之義は、人々能く存し居候義故、慥に存、市町之もの共、皆々右出切手を以て出銀仕候」(史料 2 -)、という草間伊助の記述が、この関係を端的に示している。近世日本の米市場を発展せしめた制度的基礎の一端を、本稿は明らかにしたものとする。

図1. 「出切手」・「空米切手」の発行と流通



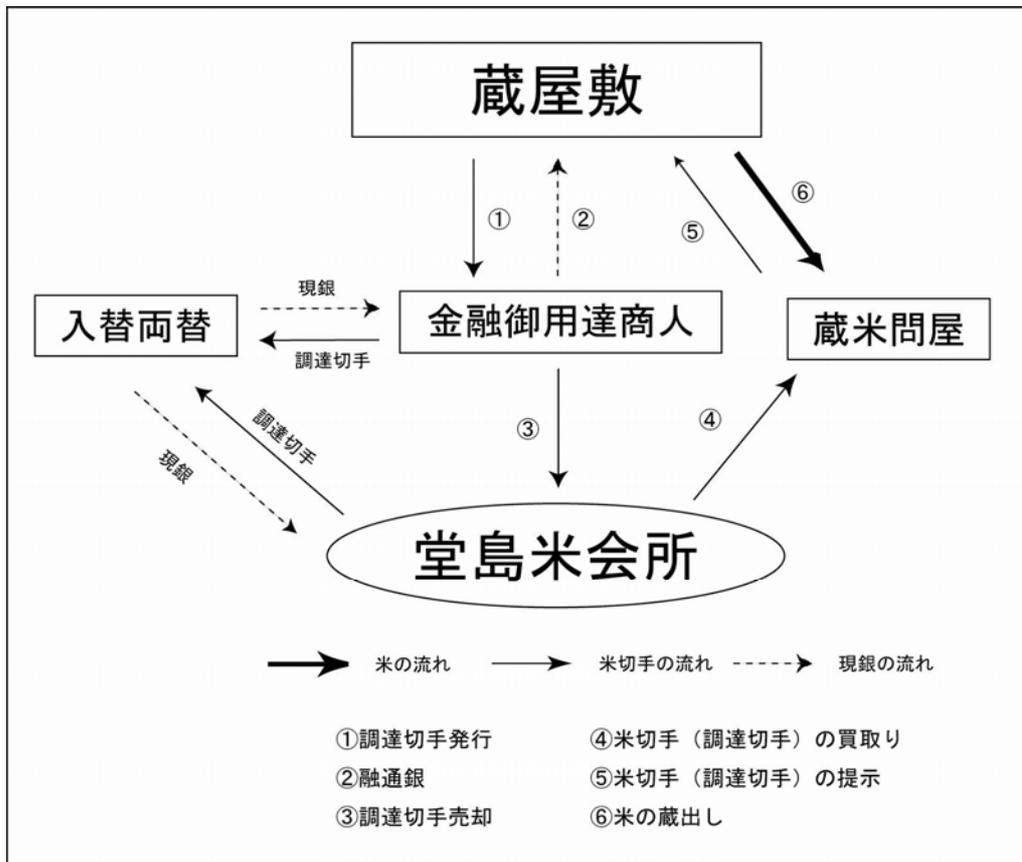
資料) 島本得一『蔵米切手の基礎的研究』(産業経済社, 1960年), 17-22頁, 宮本又郎『近世日本の市場経済』(有斐閣, 1988年), 164-195頁を基に作成。

図2. 「坊主切手」の発行



資料) 島本, 前掲『蔵米切手の基礎的研究』, 11頁, 鶴岡実枝子「18世紀以降の大名金融市場としての堂島」(『史料館研究紀要』第2号, 1969年3月), 204頁を基に作成。

図3. 「調達切手」の発行



資料) 島本, 前掲『蔵米切手の基礎的研究』, 11-12 頁, 鶴岡, 前掲論文, 204 頁, 宮本, 前掲書, 164-195 頁を基に作成.